



KPMG Japan e-Tax News

No.217 3 February 2021



税務情報

国税庁 ― 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限等を延長

国税庁は2月2日、[「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を令和3年4月15日\(木\)まで延長します」](#)(PDF 130KB)において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が2020年分所得税の確定申告期間(2021年2月16日～3月15日)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税等の申告期限及び納付期限について、全国一律で以下のとおり2021年4月15日(木)まで延長することを公表しました。

税目	当初の申告期限・ 納付期限	延長後の申告期限・ 納付期限
申告所得税 (及び復興特別所得税)	2021年3月15日(月)	2021年4月15日(木)
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	2021年3月31日(水)	
贈与税	2021年3月15日(月)	

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税に係る振替日についても、以下のとおり延長されます。

税目	当初の振替日	延長後の振替日
申告所得税 (及び復興特別所得税)	2021 年 4 月 19 日(月)	2021 年 5 月 31 日(月)
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	2021 年 4 月 23 日(金)	2021 年 5 月 24 日(月)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.